

# 特定建設作業の種類

○印 届出必要  
×印 届出不要

特定建設作業の種類		騒音規制法	振動規制法	備 考
<b>くい打機を使用する作業</b>				
1.既製くい (矢板を含む)	ア. 打撃工法	○	○	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ、スチームハンマ（もんけんは除く）
	イ. アースオーガーと併用する作業	×	○	アースオーガー等を併用して打撃振動を加える場合（プレボーリング工法）
	ウ. 振動工法	○	○	バイプロハンマ
	エ. 圧入・埋込工法	×	×	ジェット圧入、プレボーリング、セメントミルク
2.場所打くい		×	×	ベント工法
<b>くい抜機を使用する作業</b>				
1.打撃工法・直打工法		○	○	パイルエキストラクタ
2.油圧式		○	×	
<b>くい打くい抜機を使用する作業</b>				
1.振動工法		○	○	バイプロハンマ等
2.圧入工法		×	×	油圧、ワイヤー圧入
<b>びょう打機を使用する作業</b>				
1.リベッティングハンマ		○	×	
2.その他		×	×	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
<b>さく岩機を使用する作業</b>				
1.ブレーカー	ア. 手持式	○	×	〔移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50m以上の作業を除く〕 空圧式、油圧式、エンジン式、電動式等
	イ. その他	○	○	
2.さく孔を主とするもの		○	×	ジャックハンマ（シンカ、ハンドハンマ）、レッグドリル（レッグハンマ）、ストーパ、ドリフタ、クローラドリル、ドリルジャンボ、ダウンザホールドリル等
3.その他		×	×	コンクリートカッター、コンクリート破壊機（ニブラ・TSクラッシャー）
<b>空気圧縮機を使用する作業</b>				
1.電動式		×	×	エンジン駆動形のみ対象 〔さく岩の動力として使用する作業を除く〕 ハンマー・リベットの時は届出必要
2.その他	ア. 15kw 未満	×	×	
	イ. 15kw 以上	○	×	

特定建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法	備 考
<b>コンクリートプラントを設けて行う作業</b>			
1.モルタル製造用	×	×	○ 工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもの
2.その他	ア. 混練容量 0.45m <sup>3</sup> 未満	×	
	イ. 混練容量 0.45m <sup>3</sup> 以上	○	
<b>アスファルトプラントを設けて行う作業</b>			
1.混練重量 200kg 未満	×	×	○ 工場以外のものであって、現場又はその付近に当該建設工事に関連して一時的に設置されるもの
2.混練重量 200kg 以上	○	×	
<b>鋼球を使用して建築物・その他の工作物を破壊する作業</b>	×	○	
<b>舗装版破砕機を使用する作業</b>	×	○	〔 移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50m以上の作業を除く ドロップハンマ車 〕
<b>バックホウを使用する作業</b>			
1. 80kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの
2. 80kw 以上	○	×	
<b>トラクターショベルを使用する作業</b>			
1. 70kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの
2. 70kw 以上	○	×	
<b>ブルドーザーを使用する作業</b>			
1. 40kw 未満	×	×	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの
2. 40kw 以上	○	×	

### 騒音に係る特定建設作業

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい抜機アースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打ち機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント・・モルタル製造用以外のものであつて、混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 アスファルトプラント・・混練重量が200kg以上のものに限る。
6	バックホウを使用する作業	一定限度を超える大きさを越える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定限度を超える大きさを越える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定限度を超える大きさを越える騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

### 振動に係る特定建設作業

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、圧入式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 手持式のものを除く。